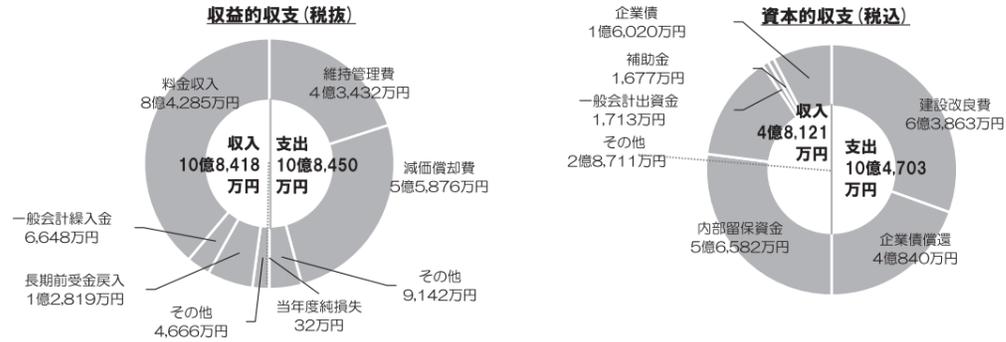


公営企業会計

■料金改定後も、3事業（上水道・簡易水道・下水道）とも料金収入だけでは維持管理費用を賄うことができていない状況

上水道・簡易水道・下水道事業は、地方公営企業法の適用を受け、原則として独立採算制で運営される会計です。その年度の経営損益を示す「収益的収支」と、将来の経営に備えて行われる建設改良事業などの資本取引を示す「資本的収支」に区分されています。

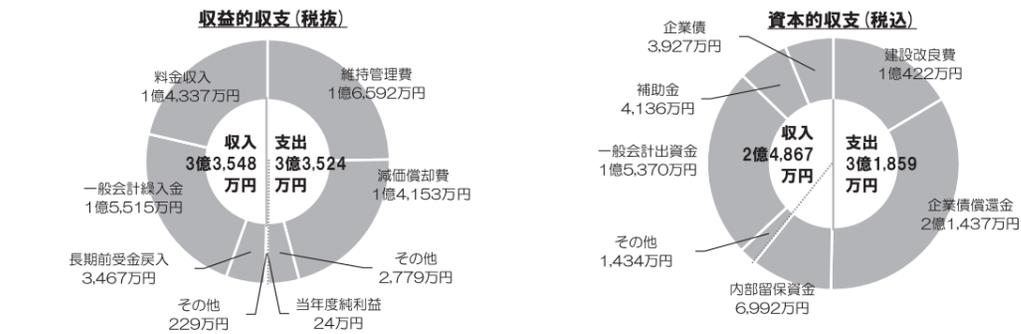
上水道事業



災害などの影響により料金収入は前年度比1,900万円の減収となりました。また、維持管理費は災害関連経費や電力価格上昇などにより前年度比7,100万円の増となり、当年度32万円の純損失が生じました。

資本的収支は、収入よりも支出が約5億6,600万円多く、不足分は内部留保資金などで補てんしました。人口減少による料金収入の減少や維持管理費の増加により、今後も厳しい経営状況になると考えられます。

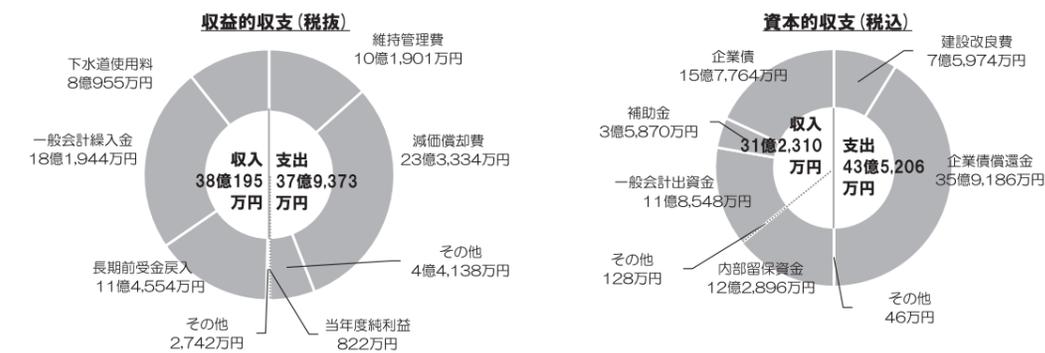
簡易水道事業



料金収入は前年度比450万円の増収、維持管理費は前年度比1,600万円の増額となっています。当年度純利益は、24万円となりましたが、一般会計からは約1億5,000万円の繰り入れを行い、経営を維持しています。

資本的収支は、収入よりも支出が約7,000万円多く、不足分は内部留保資金で補てんしました。資本的収入も、企業債償還金などの財源として一般会計から約1億5,300万円を繰り入れてしています。簡易水道事業会計全体で約3億円を繰り入れており、繰入金に頼った経営状態となっています。

下水道事業



料金収入は前年度比4,200万円の増収、維持管理費は前年度比5,700万円の増額となっています。当年度純利益は、822万円となりましたが、一般会計からは約18億円の繰り入れを行い、経営を維持しています。

資本的収支は、収入よりも支出が約12億3,000万円多く、不足分は内部留保資金で補てんしました。資本的収入も、企業債償還金などの財源として一般会計から約11億円を繰り入れてしています。下水道事業会計全体で約29億円を繰り入れており、繰入金に頼った経営状態となっています。

6つの特別会計 事業収入が主な財源

| 特別会計 | 歳入 | 歳出 |
|---------|------------|------------|
| 土地取得 | 2万円 | 2万円 |
| 情報通信事業 | 3億1,986万円 | 3億1,313万円 |
| 蒲萄スキ一場 | 8,115万円 | 7,839万円 |
| 国民健康保険 | 59億1,200万円 | 57億 203万円 |
| 後期高齢者医療 | 7億9,155万円 | 7億9,104万円 |
| 介護保険 | 86億4,940万円 | 82億7,495万円 |

市債借入残高

一般会計の市債残高の減少の要因として償還額が借入額を上回ったことなどがあげられます。市債は、主に道路や学校など長期間利用していく施設などの建設費用のための借入金です。市債の発行により、次世代の人々にも費用を負担していただき、世代間の公平性を考慮しています。

村上市の財政は健全性を保っています

| 健全化判断比率 | (単位：%) | | | |
|----------|--------|------------|---------|--------|
| | 令和4年度 | 令和3年度 (参考) | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
| 実質赤字比率 | - | - | 12.33 | 20.00 |
| 連結実質赤字比率 | - | - | 17.33 | 30.00 |
| 実質公債比率 | 11.7 | 12.3 | 25.0 | 35.0 |
| 将来負担比率 | 78.8 | 92.9 | 350.0 | |

資金不足比率

この比率は、上水道事業や下水道事業などの公営企業会計の資金の不足額の度合いを表す比率です。全ての会計での指標値に対する資金不足がありませんので、「-」で表示しています。

| 資金不足比率 | (単位：%) | | |
|----------|--------|------------|---------|
| | 令和4年度 | 令和3年度 (参考) | 経営健全化基準 |
| 上水道事業会計 | - | - | 20.00 |
| 簡易水道事業会計 | - | - | 20.00 |
| 下水道事業会計 | - | - | 20.00 |

特別会計

特別会計とは、特定の事業を行う場合にその事業で得られる収入を主な財源として、事業に係る経費を支出するため、一般会計とは別に収支を管理する会計です。特別会計の収支は、全ての会計で黒字となっています。特別会計では、事業の実施にあたり必要な財源に不足が生じる場合には、一般会計や基金から資金の繰り入れをして財源の補填を行います。

健全化判断比率

「公共団体の財政の健全化に関する法律」により、決算に基づいた『健全化判断比率』と『資金不足比率』を公表します。この比率は、財政の健全度を測るもので、令和4年度は全ての比率で基準を下回っていました。また、監査委員の監査を受けて市議会に報告されています。